

広島県教育委員会規則第十一号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------|--|
| 第六条の二（略） 第十九条の二（略） | 第六条の二（略） 2 前項の申請は年二回、二月又は七月の一日から十日までの間に行わなければならない。ただし、県教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。 第十九条の二（略） <u>（特別免許状の授与年月日）</u> 第十九条の三 特別免許状の授与年月日は、二月に受理したものは四月一日、七月に受理したものは九月一日とする。 |

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。